

答申第 272 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 12 月 26 日付けで諮問されたスポーツ・ボランティアバンク関係書類一部非公開の件（諮問第 217 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

かながわスポーツボランティア情報誌「すきっぷ21」第4号の作成伺い及び事務用品購入執行伺いのうち、次に掲げる情報は、公開すべきである。

- (1) 受注した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称
- (2) 入札調書の予定価格

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、スポーツボランティアバンク事業に係る文書一切（平成13年度分）（以下「本件請求文書」という。）について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成13年11月15日付けで一部非公開とした処分及び同日付けで公開拒否とした処分（以下「本件処分」と総称する。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号、第2号及び第4号に該当する部分があるとして、一部非公開決定及び公開拒否決定をしたが、本件処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。
- イ 個人の情報が記載されている行政文書であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人の情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人の情報も公開する義務がある。
- ウ 条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく公開請求権を排除することは条例違反であり、個人の情報の公開も広く行われるべきである。
- エ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求文書について

ア 一部非公開部分のある文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書（以下「本件一部非公開文書」という。）の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
スポーツボランティア情報誌編集会議(以下「編集会議」という。)に係る報償費執行伺い(以下「編集会議報償費文書」という。)	スポーツボランティアバンクに登録している個人(以下「登録者」という。)の住所、郵便番号及び電話番号
	登録者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「登録者口座情報」と総称する。)
	登録者の活動辞退の理由(以下「辞退理由」という。)
編集会議の会議室使用料支出命令票(以下「編集会議使用料文書」という。)	スポーツボランティアバンク事務局員(以下「事務局員」という。)の住所
	事務局員の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「事務局員口座情報」と総称する。)
スポーツボランティアバンク自主運営準備会(以下「準備会」という。)の会場使用料執行伺い及びボランティア報償費執行伺い(以下「準備会使用料等文書」と総称する。)	登録者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
	登録者口座情報
かながわスポーツボランティア情報誌「すきっぷ21」(以下「本件情報誌」という。)第4号の作成(以下「本件情報誌作成」という。)伺い及び事務用品購入執行伺い(以下「情報誌作成等文書」と総称する。)	情報誌作成の入札に参加した業者の従業員氏名(以下「従業員氏名」という。)
	情報誌作成及び事務用品納入を受注した業者(以下「本件業者」という。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件業者口座情報」と総称する。)
	入札調書の予定価格(以下「本件予定価格」という。)

イ 公開拒否とした文書について

本件請求文書のうち公開拒否とした文書（以下「本件公開拒否文書」という。）は、かながわスポーツボランティアバンク登録カード（以下「登録カード」という。）である。

(2) 一部非公開部分について

ア 条例第5条第1号該当性について

本件一部非公開文書に記載された次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- (ア) 登録者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
- (イ) 登録者口座情報
- (ウ) 辞退理由
- (エ) 事務局員の住所
- (オ) 事務局員口座情報
- (カ) 従業員氏名

イ 条例第5条第2号該当性について

本件業者口座情報は、法人に関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので、条例第5条第2号に該当する。

ウ 条例第5条第4号該当性について

本件予定価格は、公開することにより、反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもので、条例第5条第4号に該当する。

(3) 本件公開拒否文書について

登録カードに記載された情報は、登録者の氏名、性別、生年、住所、郵便番号、電話番号、特技又は資格、過去のボランティア活動実績、他に所属するボランティア団体名及び活動分野並びに希望する活動要件で、そのすべてが個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるので、条例第5条第1号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人か

ら口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件一部非公開文書及び本件公開拒否文書に記載された次の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 登録者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
- b 登録者口座情報
- c 辞退理由
- d 事務局員の住所
- e 事務局員口座情報
- f 従業員氏名
- g 登録カードに記載されたすべての情報

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(イ) a から g までに掲げる情報は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書

ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 準備会使用料等文書に記載された登録者の氏名は、編集会議報償費文書に記載された登録者の氏名とは異なり、本件情報誌に記載されたことはなく、その他、不特定多数の者が知り得る特段の事情は認められない。

したがって、準備会使用料等文書に記載された登録者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

b 前記ア(イ)aからgまでに掲げるその余の情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(2) 条例第5条第2号本文該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

イ 当審査会が確認したところ、情報誌作成等文書には、本件業者が受注し納品した代金の振込先として本件業者口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件業者口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合は、これを公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件業者口座情報の管理状況について検討する。

ウ 本件業者は、印刷製本や事務用品の納入を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件業者口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件業者は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。

したがって、本件業者口座情報は、これを公開することにより、本件業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものと考えられるので、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、本件予定価格について、公開することにより、反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため条例第5条第4号に該当すると説明している。

しかし、本件情報誌作成は既に完成している製品の購入ではなく、将来において同種の情報誌作成があったとしてもその内容が全く同一ということはありません。本件予定価格を公開しても、将来の予定価格を予測することには限界があると考えられる。

一方、予定価格を公開することにより、入札等が公正かつ適正に遂行

されたかどうかを検討する機会が得られることは有益であり、結果として、談合を防止する効果も期待し得ると考えられる。

また、現在では、実施機関は本件情報誌を作成していないことから、本件予定価格を公開することにより、入札等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、本件予定価格は、条例第5条第4号に該当しないと判断する。

(4) その他

ア 不服申立人は、個人情報であっても、条例第1条及び第2条で定める公開を求める権利を尊重して、個人情報がみだりに公にされない配慮をすることにより、原則に戻って個人情報も公開する義務があると主張している。

しかしながら、条例第5条第1号は、本文で明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とし、同号ただし書アからエまでに該当するものに限って例外的に公開することを明文をもって定めたものと解されることから、不服申立人の主張は認められない。

イ 不服申立人は条例第12条に定める第三者の意見を求めることなく、公開請求権を排除することは条例違反であると主張しているが、条例第12条第1項は任意的な機会付与を規定したものであり、また、本諮問案件は同条第2項には該当しないことから、不服申立人の主張は認められない。

ウ 当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)エの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 12 月 26 日	諮問
平成 14 年 1 月 11 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
1 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 6 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 5 月 9 日 (第 46 回部会)	審議
5 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 6 日 (第 47 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年7月25日現在)(五十音順)